避難所開設の手引き

今井中学校避難所運営会議

平成 28 年 3 月

平成 31 年 4 月（一部修正）

【本手引きについて】

本手引きは自然災害が発生、又は発生する恐れがあり、避難所を開設する際の手順等を取り扱っております。

大規模な災害により、住宅の損壊やライフライン途絶等により住民の避難生活が長期に及ぶ場合には「避難所運営マニュアル」を基に避難所運営を行うこととします。

避難所開設の手引き	避難所開設の初動対応や、比較的短い期間（１～２日程度）で避難所を閉鎖する場合の避難所運営について記載しています。

避難所運営マニュアル	避難所開設の初動対応に加えて、住民の避難生活が長期に及ぶ（３日以上）場合の避難所の運営（班の役割など）や留意事項等について記載しています。

【目次】

１．開設の手順　・・・

1　開設の手順

避難所は、原則、川崎市長、中原区長が施設管理者等と協議したうえで開設しますが、緊急を要する場合には、避難所運営会議等の判断で避難所を開設します。

災　害　発　生（又は災害発生のおそれがあるとき）

□ 避難所へ参集

避難所開設の目安
○市内で震度５強以上の地震が発生したとき
○洪水や土砂災害などにより避難準備情報、避難勧告、避難指示が発令されたとき

□ 施設の開錠

緊急を要する場合、鍵管理者等で門や体育館を開錠します。

□ 施設・動線の安全確認

施設及び門から受入可能場所（原則体育館）までの動線を目視で安全確認

□ 避難所開設の報告

特設公衆電話等により避難所開設を区本部へ報告（施設使用不可の場合もその旨を報告）

□ 避難スペースの確保、レイアウト検討

施設や避難者の状況を考慮し、避難所レイアウトを決める（避難者の受付も準備）

（受入できるまでの間、避難者はグラウンド等の安全な場所に一時待機）

避難者の受入・誘導

□ 避難者の取りまとめ、避難所の状況報告

被災世帯登録カードを集計し、避難者数や傷病者の対応、要請事項などを区本部へ報告

その後も
□ 備蓄倉庫・備蓄物資の点検　　□ 運営記録（日誌）の作成
□ 状況に応じて飲料水や食料品の配布　　などを順次、実施する

２　避難所開設時の利用方法

（１）門から受入可能場所までの動線

別紙「学校施設の配置図」にて施設の配置、開ける鍵の場所、門から受入可能場所（原則体育館）までの動線などを記載します。

（２）施設・動線の安全確認

避難所開設に当たって、２人以上で施設周辺に注意を払いながら次の項目を目視にて確認します。

体育館を避難所として開設する際の事前チェックリスト

施設区分	確認・点検項目	判　定	
		可	否（現　況）
体育館	１　窓ガラスや天井照明の破損・落下はないか	□	□（　　）
	２　天井の落下、床面の亀裂、壁の剥離・剥落はないか	□	□（　　）
	３　出入口の扉のゆがみ又は破損はないか	□	□（　　）
	４　館内の音響等の設備や備品は使用可能か	□	□（　　）
校　庭	１　地割れはないか	□	□（　　）
	２　液状化はないか	□	□（　　）
	３　陥没はないか	□	□（　　）
	４　隆起はないか	□	□（　　）
備蓄倉庫	１　倉庫の屋根、壁面、梁、床等に変形・異常はないか	□	□（　　）
	２　収納されている防災資器材等は使用可能か	□	□（　　）
備　考			

【安全確認時の注意事項】

チェックをする中で、「天井・照明器具が落下」、「床が大きく傾斜」、「壁に大きなひび割れがあり鉄筋が見える」等の状況が認められる場合は、施設を立入禁止とします。張り紙をするなどして、注意喚起をするとともに、区本部へ連絡し、他の避難所への移動など必要な対応を検討します。

（３）避難所の開設報告

特設公衆電話を設置し、区本部へ避難所の開設及び状況を報告します。

電話機及び200mコード（２セット）

端子ボックス（保安器）の位置

（例）体育館外周

（例）体育館内

端子ボックス（保安器）の設置場所：　体育館内ステージ横

接続し終わったら、区危機管理担当（044-744-3141）に電話で連絡します。

「こちらは、　今井中学校　避難所です。避難所を開設したので報告します」

【特設公衆電話が使えない場合】

接続しても特設公衆電話が使用できない、あるいは電話機等の備品が見つからない場合

・防災行政無線（職員室に設置。使用方法は、別紙「防災行政無線使用手順書（避難所）」を参照）

・校舎の電話を借りる、又は参集者の携帯電話

・近隣の学校、あるいは区役所に直接連絡に向かい、区危機管理担当に伝達

の順により、避難所の開設等を報告します。

【避難所開設の広報状況の確認】

避難所を開設した場合、次のとおり広報されます。適切に広報されているか可能な手段で確認ください。

・同報系防災行政無線（必要に応じて。防災テレホンサービス 044-245-8870 でも確認可）

・メールニュースかわさき

（事前登録制 http://www.city.kawasaki.jp/k/main/page/0000038694.html ）

・ツイッター「 kawasaki_bousai 」、

ホームページ　（ http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/m/ など）

・かわさきエフエム　（79.1MHz）、テレビ

・広報車（必要に応じて）、自主防災組織などによる地域への声かけ

広報内容の訂正、またはスペース不足等で他施設への誘導を依頼する場合は区危機管理担当へ連絡。

（４）避難スペースの確保・レイアウト検討

次のレイアウト案を参考に、施設の安全確認後、避難状況等も踏まえ、避難所レイアウトを作成します。

（避難所レイアウト案）

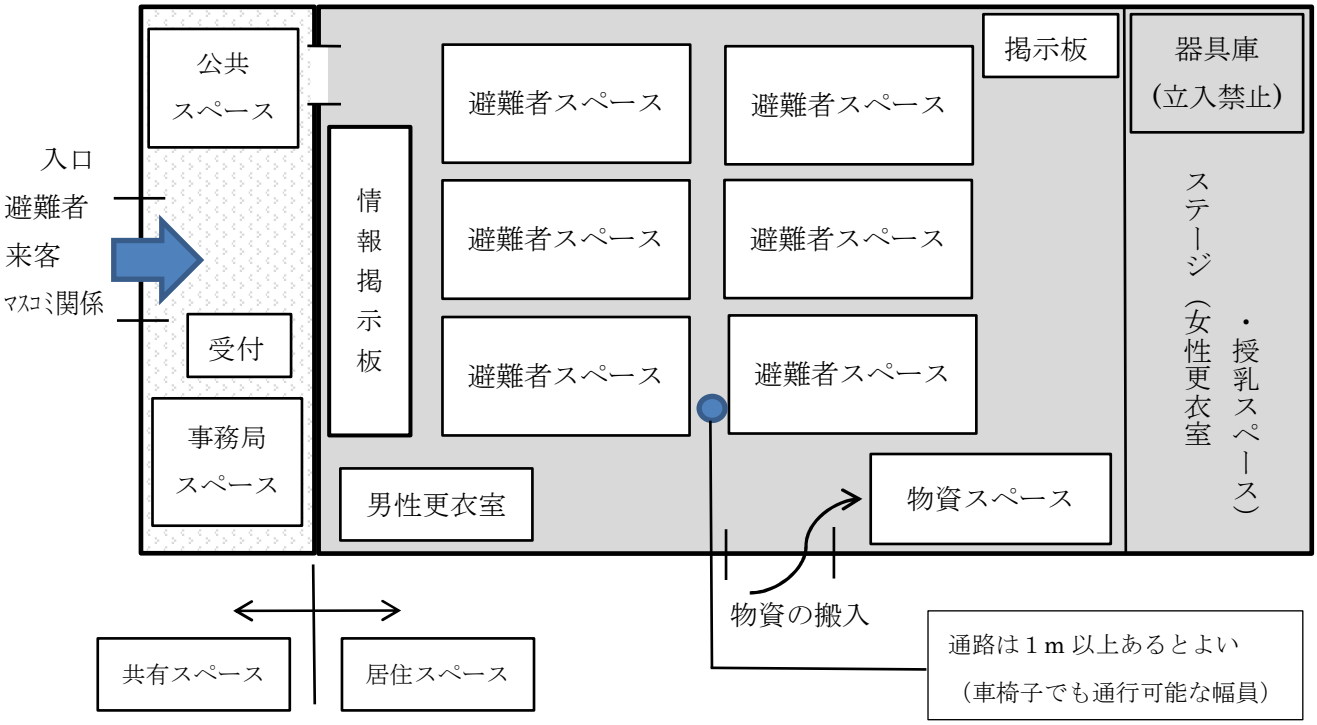

まず、運営に必要な場所や生活に必要な場所を確保した上で、分かりやすい単位で避難者をまとめ、性別やニーズも考慮し、スペースを割り振りします。

（５）避難者の受入・誘導

避難者受付場所の設置（※）や、門に「避難所」であることの掲示を行うなど、受入の準備が完了した段階で、避難者を避難所へ誘導します。

※ 受付時に使用する筆記用具や、記入してもらう『被災世帯登録カード（第７号様式）』等は防災備蓄ボックス（中原区配備）に配備している。なお、保管場所は他の備蓄物資と同じ。

（６）避難者への支援内容（例）

○ 避難者への避難スペースの提供
○ ラジオやホワイトボードへの記載等による災害情報の提供
○ いすや毛布の貸し出し
○ 高齢者や障害者などの要援護者への必要な介助

（７）避難者の受入状況等の報告

避難者の受入後、避難者の受入状況等を区本部へ定時報告

○　避難者受入状況（世帯数、人数）

○　傷病者、要援護者の対応

○　その他（災害情報、区本部への要請事項）

（８）運営の記録

避難所の運営活動記録については「避難所日誌」に都度記入してください。

（区本部との連絡、避難者への提供場所の開放、備蓄品の使用、保安対応等）

（９）避難所閉鎖時

避難所閉鎖の決定後、協力して片付けを行い、避難所開設前の状態に現状復帰し、施設管理者へ報告し、確認を受けてから閉鎖となります。避難所管理に用いた記録や台帳等は区本部へ提出してください。

(10) 家に被害があるなど、避難所が長期化する場合

避難所運営マニュアルを基に、避難所運営会議が中心となり、行政担当者や施設管理者等が協力して避難所運営に対応します。

（参考）風水害等で、避難所の開設・運営等が区職員等で対応できる場合は、原則、次のとおり対応します。

	主な役割
避難所管理要員 （区職員）	避難所運営の責任者 ・区本部や施設関係者、自主防災組織との連携 ・災害情報の収集 ・定時状況報告、秩序の維持、マスコミ対応
運営支援職員 （支援職員）	避難所管理要員の補佐 ・避難者の誘導、受入 ・備蓄物資の管理 ・その他、管理要員業務の支援
運営支援要員 （施設管理者）	避難所管理要員の補佐 ・施設の管理（学校設備の使用等）、立入禁止区域の表示 ・施設開放利用者の対応 ・必要に応じて校舎の開錠

３　避難所としての基礎情報

（１）避難所の位置、連絡先など　（平成 31 年 4 月一部修正）

学校名	今井中学校	所在地	中原区今井仲町７－１
避難所 対象町丁	今井仲町、今井南町		
通信機	通常時の連絡先：７２２－９２９２		
自主防災組織	今井仲町会、今井南町自治会		
区危機管理担当	通常時の連絡先：０４４－７４４－３１４１		

（２）安全な受入可能場所

河川洪水時(※)	校舎２階以上
土砂災害時	（土砂災害警戒区域なし）
高潮発生時	（高潮による浸水想定なし）
津波警報時	（津波による浸水想定なし）
大地震発生時	体育館、校庭（校舎については施設管理者と協議の上、使用を検討）

※ 河川洪水時の受入場所について

多摩川・鶴見川洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域に立地している避難所においては、次の条件を満たす場所を避難場所として指定している

１）河川氾濫に対し安全な構造であること（鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物）

２）浸水想定よりも上に避難上有効なスペースがあること

ア）浸水想定なしの場合は１階以上　　イ）浸水深２ｍ未満の場合は２階以上

ウ）浸水深２ｍ～４ｍ未満の場合は３階以上　　エ）浸水深４ｍ以上の場合は４階以上

（３）避難者用の備蓄物資

備蓄物資の保管場所：備蓄倉庫

主な備蓄物資

○特設公衆電話　○毛布　○食料　○飲料水　○発電機、ガソリン

○灯光器　○車いす　○仮設・簡易トイレ　○トイレットペーパー

○おむつ、生理用品　○その他資器材

（４）自主防災組織連絡先、鍵の管理など

避難所：　今井中学校

１．自主防災組織　（平成 31 年 4 月一部修正）

	組織名	代表者氏名	連絡先
	今井仲町会	冨岡　貞夫	７３３－３０７２
◎	今井南町自治会	稲葉　茂樹	７２２－５５１０

◎：避難所運営会議委員長

２．鍵の管理　（平成 31 年 4 月一部修正）

鍵の種類	鍵の管理者
体育館 備蓄倉庫	今井仲町会　冨岡　貞夫（自主防災組織代表） 伊藤　勝弘（町会長） 今井南町自治会　稲葉　茂樹（自治会長） 和田　倉雄（防災部長）

４　別紙資料

○ 防災行政無線使用手順書（避難所）

○ 学校施設の配置図

○ 様式

- **被災世帯登録カード（第７号様式）**
- **避難・連絡用紙（第８号様式）**
- **避難所日誌（第 13 号様式）**

※様式について

避難所運営マニュアルの様式から初動対応時に必要なものを抜粋して添付しております。